

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																									
淀川清流高等学校	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1632 1041"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>18.01㎡ 引込み柱 1本 埋管 管径169mm ×3.2m ほか</td> <td>ガバナー室設置</td> <td>(注1) 73,550円</td> <td>(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>8.49㎡</td> <td>災害救助用備蓄 物資保管庫設置</td> <td>免除</td> <td>(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>0.54㎡</td> <td>災害時避難所 案内掲示板</td> <td>免除</td> <td>(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>(注3) 73.5㎡ 5台</td> <td>学校食堂営業 及び 自動販売機設置</td> <td>(注4) 226,200円</td> <td>(注5) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「72,350円」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では、許可数量の変更に伴う登載が行われず「77.83㎡」のまま放置されていた。 (注4) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「215,050円」のまま放置されていた。 (注5) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年9月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	18.01㎡ 引込み柱 1本 埋管 管径169mm ×3.2m ほか	ガバナー室設置	(注1) 73,550円	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土地	8.49㎡	災害救助用備蓄 物資保管庫設置	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	工作物	0.54㎡	災害時避難所 案内掲示板	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	建物	(注3) 73.5㎡ 5台	学校食堂営業 及び 自動販売機設置	(注4) 226,200円	(注5) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																							
土地	18.01㎡ 引込み柱 1本 埋管 管径169mm ×3.2m ほか	ガバナー室設置	(注1) 73,550円	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																							
土地	8.49㎡	災害救助用備蓄 物資保管庫設置	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																							
工作物	0.54㎡	災害時避難所 案内掲示板	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																							
建物	(注3) 73.5㎡ 5台	学校食堂営業 及び 自動販売機設置	(注4) 226,200円	(注5) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）